

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)○ (エ)×

- (ア)○ 生命保険募集人・保険仲介人の登録のないFPでも、一般的な商品説明はできる。
- (イ)○ 弁護士資格のないFPでも、公正証書遺言の証人となることはできる。
- (ウ)○ 税理士資格のないFPでも、仮定の事例に基づく一般的な解説はできる。
- (エ)× 投資助言・代理業の登録を受けていないFPが、有償で具体的な投資判断の助言を行うことはできない。

問2 正解 4

- 1. ○ 金融サービス提供法は、金融商品販売業者等が顧客に対し説明すべき事項を定め、顧客の保護を図る法律である。
- 2. ○ 同法は、金融商品販売法が改称された法律である。
- 3. ○ IFA（独立系ファイナンシャル・アドバイザー）にも同法が適用される。
- 4. × 金融商品販売業者が重要事項の説明義務を怠り、顧客に損害が生じた場合、業者は損害賠償責任を負う。

【第2問】

問3 正解 3

譲渡所得の取得費の計算の基礎となる1株当たりの取得価格は、売却までに買い付けた株の平均単価となる。

① 2023年1月10日までの取得額と取得株数

2017年10月20日 $3,660円 \times 300株 = 1,098,000円$

2019年1月18日 $3,410円 \times 200株 = 682,000円$

2020年4月17日 $4,390円 \times 100株 = 439,000円$

・取得額 $1,098,000円 + 682,000円 + 439,000円 = 2,219,000円$

・取得株数 $300株 + 200株 + 100株 = 600株$

② 2023年1月売却時の1株当たりの取得単価

・平均単価： $2,219,000円 \div 600株 = 3,698.33\cdots$ （円未満切り上げ）→ 3,699円

問4 正解 0.148 (%)

<資料>より

- ・表面利率：年0.10%
- ・買付価格：99.62円
- ・額面価格：100.00円
- ・残存期間：8年

以上から最終利回りを求める。

$$\text{最終利回り (\%)} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{額面価格} - \text{買付価格}}{\text{残存期間 (年)}}}{\text{買付価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{最終利回り (\%)} &= \frac{0.10 + \frac{100.00 - 99.62}{8}}{99.62} \times 100 \\ &= 0.1480\cdots \text{ (小数点以下第4位切捨て)} \rightarrow \underline{0.148\%} \end{aligned}$$

問5 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 6 (エ) 8

安藤さん：「金投資について教えてください。地政学的リスクが高まっているとき、金価格にはどのような影響がありますか。」

天野さん：「一般的には、(ア 上昇)する傾向です。」

安藤さん：「金を積立てで購入する、純金積立という方法があるそうですね。」

天野さん：「はい。純金積立では、毎回、(イ 一定金額)を積み立てるドルコスト平均法が採用されています。」

安藤さん：「積み立てた金を、現物で受け取ることはできるのでしょうか。」

天野さん：「地金で受け取ることが(ウ できます)。」

安藤さん：「金を売却して利益が出た場合、所得税の区分はどうなりますか。」

天野さん：「個人が金地金や純金積立を売却した場合の所得は、譲渡所得に区分されます。保有期間が(エ 5年)以内の場合は短期譲渡所得です。(エ 5年)超であれば、長期譲渡所得となります。」

問6 正解 4

- ・ P X株式のP B R（株価純資産倍率）は、（ア 1.05）倍である。
- ・ P X株式とP Y株式の配当利回りを比較した場合、（イ P Y）株式の方が高い。

<解説>

（ア）
$$P B R（株価純資産倍率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり純資産}}$$

- ・ 株価840円、1株当たり純資産800円であるため

$$P B R = \frac{840}{800} = \underline{1.05 \text{ (倍)}}$$

（イ）
$$\text{配当利回り (\%)} = \frac{1 \text{株当たり年間配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

P X社：1株当たり年間配当金10円、株価840円であるため

$$\text{配当利回り} = \frac{10}{840} \times 100 = 1.190\cdots (\%)$$

P Y社：1株当たり年間配当金80円、株価5,200円であるため

$$\text{配当利回り} = \frac{80}{5200} \times 100 = 1.538\cdots (\%)$$

P X社：1.19 (%) < P Y社：1.53 (%) よって P Y株式の方が高い。

【第3問】

問7 正解 （ア）× （イ）× （ウ）× （エ）×

- （ア）× 所有権が記載されるのは、権利部の甲区である。
- （イ）× 一つの金融機関が抵当権設定していても、他の金融機関も二番抵当、三番抵当というふうに設定可能である。
- （ウ）× 債務を完済しても抵当権は自動的に抹消されず、改めて抹消登記が必要となる。
- （エ）× 登記事項証明書は、手数料を払えば誰でも交付請求できる。

問8 正解 156 (㎡)

建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。また2つ以上の用途地域に分かれた土地の場合は、用途地域ごとに計算し、それらを合算し求める。(加重平均)

- ・ 準住居地域： $180\text{㎡} \times 6/10 = 108\text{㎡}$

- ・ 近隣商業地域： $60\text{㎡} \times 8/10 = 48\text{㎡}$

$$108\text{㎡} + 48\text{㎡} = \underline{156\text{㎡}}$$

問9 正解 (ア) 1 (イ) 4 (ウ) 7 (エ) 6

小山さん：「マイホームを購入する予定です。固定資産税について、教えてください。」

牧村さん：「固定資産税は、毎年（ア 1月1日）現在の土地や家屋などの所有者に課される税金です。」

小山さん：「今、新築住宅には、固定資産税が軽減される制度があると聞きました。」

牧村さん：「新築住宅が一定の要件を満たす場合は、新築後の一定期間、一戸当たり120㎡相当分の固定資産税が（イ 2分の1）に減額されます。」

小山さん：「固定資産税には、住宅用地についての特例があるとも聞いています。」

牧村さん：「そのとおりです。一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）については、一戸当たり（ウ 200㎡）までの部分について、固定資産税の課税標準額が、固定資産税評価額の（エ 6分の1）になる特例があります。」

問10 正解 3.52（％）

$$\text{実質利回り（％）} = \frac{\text{1年当たり収益}}{\text{購入費用総額}} \times 100$$

$$\begin{aligned} \text{1年当たり収益} &= (\text{賃料} - \text{管理費} \cdot \text{修繕積立金等} - \text{管理業務委託費}) \times 12 \text{ヵ月} \\ &\quad - \text{固定資産税} \cdot \text{都市計画税} \\ &= (60,000 \text{円} - 10,000 \text{円} - 60,000 \text{円} \times 5\%) \times 12 \text{ヵ月} \\ &\quad - 36,000 \text{円} \\ &= 528,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\text{実質利回り（％）} = 528,000 \text{円} / 1,500 \text{万円} \times 100 = \underline{3.52\%}$$

【第4問】

問11 正解 (ア) 1,506 (万円) (イ) 300 (万円) (ウ) 390 (万円)

- ・2023年3月に、荒木さんが交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア 1,506）万円である。なお、死亡時の利率変動型積立保険の積立金額は4万円とする。
- ・2023年5月に、荒木さんが余命6ヵ月以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約の請求において指定できる最大金額は（イ 300）万円である。なお、利率変動型積立保険と長期生活保障保険のリビング・ニーズ特約の請求はしないものとし、指定保険金額に対する6ヵ月分の利息と保険料相当額は考慮しないものとする。
- ・2023年6月に、荒木さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため20日間入院し、その間に約款所定の手術を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ 390）万円である。なお、上記内容は、がんに対する所定の手術、所定の生活習慣病、7大疾病で所定の診断に該当するものとする。

<解説>

（ア）交通事故で死亡した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<利率変動型積立保険>

災害死亡給付金	（積立金額4万円×1.5倍）	6万円
長期生活保障保険	（毎年120万円×10年）	1,200万円
普通定期保険		300万円

$$6\text{万円} + 1,200\text{万円} + 300\text{万円} = \underline{1,506\text{万円}}$$

（イ）リビングニーズ特約の請求における最大金額は以下の通りである。

<利率変動型積立保険>

普通定期保険	300万円
--------	-------

※利率変動型積立保険と長期生活保障保険の請求はしないため、普通定期保険300万円のみとなる。

（ウ）がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<利率変動型積立保険>

入院給付金	入院1日目から	日額10,000円
手術給付金（イ、入院中）		20万円
手術給付金（ハ、がんの手術）		20万円
入院サポート特約		10万円
生活習慣病入院給付金	入院1日目から	日額10,000円
7大疾病一時金特約		300万円

$$10,000\text{円} \times 20\text{日} + 20\text{万円} + 20\text{万円} + 10\text{万円} + 10,000\text{円} \times 20\text{日} + 300\text{万円} = \underline{390\text{万円}}$$

問12 正解 1

- ・ 契約可能な地震保険の保険金額の最大額は火災保険の50%であるので、設例より
 $1,000\text{万円} \times 50\% = 500\text{万円}$ となる。
- ・ <資料>より、愛媛県にあるイ構造の地震保険金額100万円当たりの年間保険料は、
1,160円であることがわかる。
- ・ 地震保険料 $= 1,160\text{円} \times 500\text{万円} / 100\text{万円} = \underline{5,800\text{円}}$

問13 正解 138（日分）

長谷川さんが、2022年の入院について受けることができる入院給付金の日数は、合計（ア 138）日分である。

<解説>

- ・ 同じ疾病での2回目の入院までの間（糖尿病1回目と糖尿病2回目）が172日間（<180日）のため、1回の入院とみなされる。また1入院限度日数は60日のため、糖尿病2回目入院は、 $60\text{日} - 36\text{日}$ （糖尿病1回目入院） $= 24\text{日間}$ となる。 $36\text{日} + 24\text{日} = 60\text{日}$
→糖尿病による入院給付日数60日間
- ・ 心疾患入院の給付日数は、糖尿病とは違う疾病での入院となる。また<資料>より心疾患を含む3大疾病は支払日数無制限とあるため、そのまま78日間となる。
- ・ 2022年の入院における入院給付日数 $= 60\text{日間} + 78\text{日間} = \underline{138\text{日間}}$

問14 正解 （ア）× （イ）○ （ウ）× （エ）○

- （ア）× <資料>に特定疾病保険金または死亡・高度障害保険金とあり、両方は受け取れない。
- （イ）○ リビングニーズ特約に、特約保険料は必要ない。
- （ウ）× 介護保障定期保険Bは、無解約返戻金型であるため、自動振替貸付による継続はできない。（自動振替貸付ができるのは解約返戻金があることが前提である。）
- （エ）○ 公的介護保険の要介護3は、要介護2以上の状態であるため、それだけで介護保険金を受け取ることができる。

【第5問】

問15 正解 540（万円）

$$\text{退職所得} = \{ \text{退職一時金} - \text{退職所得控除額}^{(*)} \} \times 1/2$$

(※) $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$ 勤続年数1年未満の端数は切り上げ

・退職所得 = $\{ 3,000\text{万円} - 1,920\text{万円}^{(*)} \} \times 1/2 = \underline{540\text{万円}}$

(※) $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (36\text{年} - 20\text{年}) = 1,920\text{万円}$

・35年4ヵ月 → 36年

問16 正解 2

1. ○ 設例のような給付金は、公的年金に係る雑所得の収入金額となる。
2. × 受給者の年齢が65歳以上か65歳未満かにより、控除額が異なる。
3. ○ 雑所得の中での内部通算はできる。
4. ○ 公的年金が400万円以下で、他の所得も20万円以下の場合は確定申告不要である。

問17 正解 (ア) 55 (イ) 65 (ウ) 10

- (1) 不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告者で、これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表および損益計算書を確定申告書に添付して法定申告期限内に提出している場合には、原則としてこれらの所得を通じて最高 (ア 55) 万円を控除することができる。
- (2) この (ア 55) 万円の青色申告特別控除を受けることができる人が、所定の帳簿の電子帳簿保存またはe-Taxによる電子申告を行っている場合は、最高 (イ 65) 万円の青色申告特別控除が受けられる。
- (3) 上記(1)および(2)以外の青色申告者については、不動産所得、事業所得および山林所得を通じて最高 (ウ 10) 万円を控除することができる。

問18 正解 4

<解説>

土地取得のための借入金利子が120万円であり、不動産所得が▲100万円のため、損失のすべてが損益通算できる損失から除かれる。よって不動産所得の損失は損益通算できない。雑所得の損失は損益通算の対象とならない。

譲渡所得の上場株式売却損失▲150万円は分離課税であるため損益通算できない。

よって損益通算できる損失はない。

【第6問】

問19 正解 2

普通借地権評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積×借地権割合

よって、200千円^(※)×1.00×300㎡×70% となり2が正しい。

(※) 路線価は千円単位である。

問20 正解 (ア) 1 (イ) 2 (ウ) 1 (エ) 4

馬場さん：「相続税を計算するとき、被相続人の債務は、相続財産から控除できると聞きました。亡くなった父の医療費が未払いになっているのですが、相続財産から控除することはできますか。」

藤原さん：「被相続人に係る未払い医療費は、相続財産から控除することが**(ア できます)**。」

馬場さん：「父が生前に購入した墓地の代金が未払いのままです。こちらはどうか。」

藤原さん：「被相続人が生前に購入した墓地の未払い代金は、相続財産から控除することが**(イ できません)**。」

馬場さん：「父はアパート経営をしていました。父が預かっていた、将来返金することになる敷金を相続財産から控除できますか。」

藤原さん：「**(ウ できます)**。」

馬場さん：「葬式に関する費用について、控除できるものはありますか。」

藤原さん：「例えば**(エ 通夜のための費用)**は、葬式費用として相続財産から控除することができます。」

問21 正解 3

税額＝（贈与を受けた額－配偶者控除2,000万円－基礎控除額110万円）×税率^(※)

2022年の税額＝（2,750万円－2,000万円－110万円）×40%－125万円^(※)
＝131万円

(※) 配偶者は直系尊属ではないため、＜速算表＞（ロ）上記（イ）以外の場合（一般贈与財産、一般税率）を用いる。

問22 正解 1

(1) 相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備 考
マンション	3,500万円	評価減特例適用後
現預金	1,000万円	
死亡保険金	0万円	非課税控除後 ^(※)
死亡退職金	500万円	非課税控除後 ^(※)
債務および葬式費用	▲400万円	控除
合 計	4,600万円	

(※) 生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数
法定相続人は、配偶者、長男、長女の3人となる。

よって生命保険金の非課税限度額＝500万円×3人＝1,500万円

死亡保険金の課税価格＝1,500万円－1,500万円＝0万円

同様に死亡退職金の非課税限度額＝500万円×3人＝1,500万円

死亡退職金の課税価格＝2,000万円－1,500万円＝500万円

(2) 設例より、各相続人には次のように課税価格が分配される。

	配偶者	長男	長女	設例条件
マンション	3,500万円	—	—	配偶者が相続
現預金	—	500万円	500万円	長男と長女で1/2ずつ
死亡保険金 ^(※)	0万円	0万円	0万円	各々1/3ずつ
死亡退職金	500万円	—	—	配偶者が受け取る
債務葬式費用	▲400万円	—	—	配偶者が負担
合 計	3,600万円	500万円	500万円	

(※) 非課税控除後は0となるため、結果として誰の課税価格にも加算されない。

よって配偶者3,600万円、長男500万円、長女500万円となり、1が正しい。

【第7問】

問23 正解 197（万円）

$$\text{〇年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$3 \text{ 年後の基本生活費 } 186 \text{ 万円} \times (1 + 0.02)^3 = 197.38 \cdots \rightarrow \underline{197 \text{ 万円}}$$

問24 正解 176（万円）

キャッシュフロー表（年齢とライフイベント）より2024年時点で、長男（貴典：14歳）は中学生、長女（桃乃：10歳）は小学生であることが分かる。さらに＜条件＞進学プランより長男は私立中学校、長女は公立小学校となる。各々の学習費総額を＜資料＞より抽出し、2年後の金額として計算する。

- ・現時点での学習費総額：私立中学生1,406,433円＋公立小学校321,281円＝1,727,714円
- ・2024年（2年後）の金額：1,727,714円×（1＋0.01）²＝176.24（万円）… → 176万円

問25 正解 729（万円）

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2024 \text{ 年の金融資産残高} = 714 \text{ 万円} \times (1 + 0.01) + 8 \text{ 万円} = 729.14 \rightarrow \underline{729 \text{ 万円}}$$

【第8問】

問26 正解 2,837,700（円）

現在の額を複利運用した場合の将来の元利合計は「現在の額×終価係数」で計算する。

$$270 \text{ 万円} \times 1.051 \text{（年利1.0\%、5年の終価係数）} = 2,837,700 \text{ 円}$$

問27 正解 21,655,200（円）

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

$$120 \text{ 万円} \times 18.046 \text{（年利1.0\%、20年の年金現価係数）} = 21,655,200 \text{ 円}$$

問28 正解 3,863,280（円）

毎年の積立額から将来の合計額を求めるには「毎年の積立額×年金終価係数」で計算する。

$$24 \text{ 万円} \times 16.097 \text{（年利1.0\%、15年の年金終価係数）} = 3,863,280 \text{ 円}$$

【第9問】

問29 正解 2

住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。120回返済後の残高17,064,318円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。

$$17,064,318円 - 100万円 = 16,064,318円$$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので上記16,064,318円を下回らない残高の返済回数までとなる。→ 139回の16,109,623円が該当。

$$\text{返済回数} 139回 - 120回 = 19回分 \rightarrow \underline{1年7ヵ月}$$

問30 正解 2

1. ○ 304,200円未満であれば、118,800円（公立高校授業料相当額）が支給されるため、国公立高校の授業料負担は実質0円となる。
2. × 高校入学時に受給資格に該当しなくとも、入学後在学中に該当するようになれば申請できる。
3. ○ 高等学校等就学支援金は、学校に直接支給されるものである。
4. ○ 制度の利用には、保護者の収入状況を登録する必要がある。

問31 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)×

- (ア) ○ リビング・ニーズ特約により受けた生前給付金の相続開始時点での残高は、相続税の課税対象となる。
- (イ) ○ 契約者、被保険者が夫で、妻が死亡保険金を受け取る場合は、相続税の課税対象となる。
- (ウ) × 火災保険の損害保険金は、非課税である。
- (エ) × 先進医療給付金は、非課税である。

問32 正解 (ア) 2 (イ) 3 (ウ) 7

- ・基本手当を受け取るには、ハローワークに出向き、原則として（ア 4週間）に一度、失業の認定を受けなければならない。
- ・和雄さんの場合、基本手当の所定給付日数は（イ 150日）である。
- ・和雄さんの場合、基本手当は、求職の申込みをした日以後、7日間の待期期間および待期期間満了後（ウ 2ヵ月）の給付制限期間を経て支給が開始される。

<解説>

- (イ) 自己都合退職で勤続年数23年（45歳－22歳）のため、一般受給資格者20年以上の150日となる。

問33 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) ○ (エ) ○

協会けんぽの被保険者が出産のために仕事を休み、給料の支払いを受けられなかった場合、出産手当金が支給されます。支給されるのは、出産の日以前（ 42 ）日から出産の翌日以後（ a 56日）までの間において、仕事を休んだ日数分となります。出産の日が出産予定日より遅れた場合は、その遅れた期間分も支給されます。一日当たりの出産手当金の額は、支払開始日が属する月以前の直近の継続した12ヵ月間が被保険者期間である場合は、その各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の（ b 3分の2）相当額となります。

産前産後休業期間中の健康保険および厚生年金保険の保険料については、事業主の申出により（ c 本人負担分および事業主負担分）が免除されます。この免除期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、（ d 保険料を納めた期間）として扱われます。

<解説>

（ア） 出産日以前42日（※）から出産日後56日の間である。

※（**）には、42日が入る。

問34 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○ (エ) ×

（ア） × 労災保険では、在宅勤務の労働者も給付対象である。

（イ） × 労災保険の保険料率は、業種により異なる。

（ウ） ○ 労災保険の保険料は、全額事業主負担である。

（エ） × 業務上の災害の療養費に、労働者の負担はない。

【第10問】

問35 正解 10,470（万円）

＜伊丹家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	1,200万円
現金・預貯金	3,890万円	自動車ローン	70万円
株式・投資信託	1,030万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	770万円	負債合計	1,270万円
不動産			
投資用マンション	2,000万円		
土地（自宅の敷地）	3,400万円	〔純資産〕	（ア 10,470）万円
建物（自宅の家屋）	530万円		
その他（動産等）	120万円		
資産合計	11,740万円	負債・純資産合計	11,740万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．伊丹家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、伊丹家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は11,740万円、負債合計は1,270万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も11,740万円となる。
- ③ 純資産を求める。

$$\text{純資産} = \text{資産合計} - \text{負債合計} = 11,740\text{万円} - 1,270\text{万円} = \underline{10,470\text{万円}}$$

問36 正解 2

$$\text{課税所得金額} = \text{給与所得} - \text{所得控除額}$$

- ・給与所得（給与所得控除後の金額）＝8,950,000円
- ・所得控除額＝社会保険料等金額＋生命保険料控除額＋地震保険料控除額＋基礎控除額
 $= 1,413,843\text{円} + 80,000\text{円} + 40,000\text{円} + 480,000\text{円}（※） = 2,013,843\text{円}$

（※）基礎控除額は源泉徴収票には記載されていない。
 なお住宅借入金等特別控除の額は税額控除であるため加算しない。
- ・課税所得金額＝給与所得－所得控除額
 $= 8,950,000\text{円} - 2,013,843\text{円} = \underline{6,936,157\text{円}}$

問37 正解 (ア) 4 (イ) 1 (ウ) 9

「仮に2023年2月1日に浩二さんが死亡した場合、浩二さんの姪である知美さんの法定相続分は(ア 1/16)です。浩二さんが妻の奈美さんに全財産を相続させる旨の遺言を作成した場合、知美さんの遺留分は(イ ゼロ)です。また、相続税の申告が必要な場合、基礎控除の額は(ウ 5,400万円)です。」

<解説>

- (ア) 相続人は配偶者と兄弟姉妹であり、法定割合はそれぞれ3/4、1/4となる。
知美さんは死亡した裕子さんの分を慎一さんと代襲相続するため1/16となる。
 $1/4 \times 1/2 \times 1/2 = 1/16$
- (イ) 兄弟姉妹に遺留分はないため、代襲相続の甥姪にも遺留分はない。
- (ウ) 法定相続人は、奈美さん、壮一さん、慎一さん、知美さんの4人である。
基礎控除額 = 3,000万 + 600万円 × 4人 = 5,400万円

問38 正解 32,000 (円)

償還差益 = 800万円 × (100円 - 98.00円) / 100円 = 160,000円
税額 = 160,000円 × (所得税率15% + 住民税率5%) = 32,000円

問39 正解 4

「浩二さんは、1963年11月18日生まれの男性ですので、老齢基礎年金と老齢厚生年金を65歳から受給することになります。

ただし、65歳より早く受給したい場合には、60歳から65歳になるまでの間に支給繰上げの請求をすることができます。この場合、年金額は、0.4%に繰上げ請求月から65歳に達する月の前月までの月数を乗じた率に基づいて減額されます。

なお、支給繰上げの請求は、老齢基礎年金と老齢厚生年金について(ア 同時に行わなくてはなりません)。

また、65歳より遅く受給し年金額を増やしたい場合には、66歳から(イ 75)歳になるまでの間に支給繰下げの申し出をすることができます。この場合、年金額は(ウ 0.7)%に65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数を乗じた率に基づいて増額されます。

なお、支給繰下げの申し出は、老齢基礎年金と老齢厚生年金について別々に行うことができます。」

問40 正解 (ア) 3 (イ) 5 (ウ) 9

	第1号被保険者	第2号被保険者
保険者	(ア 市町村および特別区)	
被保険者	(ア 市町村および特別区) に住所を有する (イ 65歳) 以上の者	40歳以上 (イ 65歳) 未満の公的医療保険加入者
保険料の徴収	(ア 市町村および特別区) が、原則として年金からの天引きにより徴収	加入先の公的医療保険の保険者が医療保険料と一体的に徴収
保険給付（介護サービス）の対象者	原因を問わず、要介護（要支援）状態と認定された者	(ウ 老化に伴う特定疾病を原因として、要介護（要支援）状態と認定された者)